

公益社団法人 大阪府鍼灸師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人大阪府鍼灸師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、鍼灸学術を振興し、鍼灸業務を通じて公衆衛生の向上に関する事業等を行い、もって国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) はり及びきゅうの学術及び医学的研究の振興を目的とする事業
- (2) はり及びきゅうを通じ、公衆衛生の向上を目的とする事業
- (3) はり及びきゅうを通じ、国民の健康、増進を目的とする事業
- (4) はり師及びきゅう師の資質向上を目的とする事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

第3章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会の会員は次の4種とする。このうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員は正会員・賛寿会員とする。

- (1) 正会員 はり師又はきゅう師（以下「鍼灸師」という。）もしくははり師きゅう師養成学校職員で本会の目的に賛同して入会した者。正会員の種別に関しては、理事会において規程を定める。
- (2) 賛寿会員 本会の会員となった者のうち、会員資格25年以上で80歳を超える者。賛寿会員に関しては理事会において細則を定める。
- (3) 協賛会員 本会の目的に賛同し入会した個人および団体。協賛会員に関しては、理事会

において規程を定める。

- (4) 準会員 本会の目的に賛同し入会したはり師きゅう師養成学校の学生・教員、はり師きゅう師免許取得後3年以下のはり師又はきゅう師。準会員に関しては、理事会において規程を定める。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(休会)

第8条 会員は、理事会の定める休会規程に基づき、会長の承認により休会することができる。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を6カ月以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡もしくは団体が清算等により消滅したとき。
- (4) 賛寿会員に6カ月間郵送物が届かないとき。
- (5) 準会員が正会員に移行しなかったとき。

第4章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての正会員・賛寿会員をもって構成する。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 会員総会は、定時会員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、当該会員総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わ

なければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 11名以上17名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち2名以上3名以内を副会長とし、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第32条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第33条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、本会の基本財産とする。

2 前項の財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び会員総会の承認を要する。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、会員総会の決議によって、変更することができる。

(解散)

第39条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第40条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

(公告)

第42条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の役員は次の通りとする。

会長・代表理事 浜田 暁

業務執行理事	得本 誠
業務執行理事	富永 礼子
業務執行理事	奥本 憲司
理事	南 治成
理事	堀口 正剛
理事	中田 誠
理事	三木 完二
理事	池邊 巧三
理事	小田 千津美
理事	丹波 徹二
理事	松岡 武次
理事	北川 肇
理事	松田 永茜
理事	緒川 栄
理事	竹藤 裕子
理事	石見 哲也
理事	柴山 忠宏
理事	赤澤 茂美
監事	中村 洋
監事	与那城 仁

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 この定款は平成30年5月27日の定時会員総会において、変更し即日施行する。
- 5 この定款は令和元年5月26日の定時会員総会において、変更し即日施行する。
- 6 この定款は令和2年5月24日の定時会員総会において、変更し即日施行する。
- 7 この定款は令和3年5月30日の定時会員総会において、変更し即日施行する。
- 8 この定款は令和5年5月28日の定時会員総会において、変更し即日施行する。
- 9 この規程は令和7年5月25日の定時会員総会において、変更し即日施行する。